

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定

2020年11月10日改訂



『体験施設』

五感を使い体験することで学びに繋がられる施設





子どもが五感を使って『ものづくり体験・触れ合い体験』することを目的としている施設

➡に該当する施設が『体験施設』ジャンル

※自然・アウトドアの中での体験ができる施設には『体験施設』ジャンルはつきません。
自然・アウトドアでの体験は『自然体験・アクティビティ』ジャンルになります。

※自然体験とものづくり体験双方の体験ができる場合は、それぞれ個別での参加が出来る場合のみ、『自然体験・アクティビティ』『体験施設』ジャンルの2つが付与されます。

※週末や特定の日のみ体験イベントを開催している場合などは『体験施設』ジャンルはつきません。



『体験施設』に該当する施設例

物作りを体験できる

和紙づくり体験、かまぼこ作り体験、陶芸体験、ガラス作り体験、キャンドル作り体験など

職業体験ができる

職業体験テーマパーク

最新技術に触れ合える

子どもが触れる、動く、音を発生させるなど、自らの身体を使うことにより、最新の科学技術を楽しむ事ができる施設

特定の条件下の防災体験ができる

防災体験(地震・強風・火災など)



『体験施設』に該当する施設例

トリックアート美術館

絵画・彫刻などの美術品を見るだけでなく、実際に触れ合って体験できる

文化体験

民謡を習う、伝統的な踊りを習う、地域の伝統文化を体験できる

常設の体験コーナーがある博物館・科学館

科学技術に触れ合える、歴史・文化を実際に実体験できる

動物や生き物と触れ合える施設

生き物とのふれあいが体験できる

生き物とふれあい、その生体を知ることができる



- ①生き物とふれあう占有スペースの設置があり、スタッフが常駐している
- ②第一種動物取扱業(展示)の登録をしている施設
(保護動物の譲渡を行っている猫カフェ・犬カフェなども含む)
※ 生体の売買も行っている動物ふれあい施設は不可
もしくは、
- ③昆虫(カブトムシ、クワガタ等)にふれあうことが主目的の施設
- ④水の生き物とふれあうことができるタッチプール※のある施設

【※タッチプールの定義】

- ・生き物に実際にふれることができる
- ・1㎡以上の規模
- ・魚種5種類以上



下記の施設は、体験施設の定義に当てはまりません。



➡ アスレチック・公園



➡ 屋内遊園地



➡ アクティビティ



➡ スポーツ



➡ 劇場